

名家連ニュース

平成 28 年 1 月 22 日 (金)
 発行：特定非営利活動法人
 名古屋市精神障害者家族会連合会
 会長 堀場 洋二
 TEL/FAX(052)411-2890 NO.392号

愛知県障害者差別解消推進条例の紹介 その②

～愛知県ホームページより抜粋～



市町村を支援する広域相談窓口

所管 地域	対象		
	身体・知的	精神	
尾張	尾張福祉相談センター（名古屋市中区三の丸 2-6-1） 電話：052-961-7211 FAX：052-961-7288	精神保健福祉センター （名古屋市中区三の丸 3-2-1） 電話：052-962-5377 FAX：052-962-5375	
海部	海部福祉相談センター（津島市西柳原町 1-1-4） 電話：0567-24-2111 FAX：0567-24-2229		
知多	知多福祉相談センター（半田市宮路町 1-1） 電話：0569-22-3939 FAX：0569-31-0131		
西三河 南部	西三河福祉相談センター（岡崎市明大寺本町 1-4） 電話：0564-23-1211 FAX：0564-27-2816		
西三河 北部	豊田加茂福祉相談センター（豊田市元城町 3-17） 電話：0565-33-2211 FAX：0565-33-2212		
東三河 北部	新城設楽福祉相談センター（新城市字中野 6-1） 電話：0536-23-8051 FAX：0536-23-7367		
東三河 南部	東三河福祉相談センター（豊橋市八町通 5-4） 電話：0532-54-5111 FAX：0532-54-5136		
名古屋	障害福祉課（名古屋市中区三の丸 3-1-2） 電話：052-954-6292 FAX：052-954-6920		



◆ 障害者差別解消支援地域協議会の設置

法で任意設定とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。

◆ 啓発活動

障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。

◆ 助言、あっせん又は指導等

不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、これらを実施するに当たり必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。

◆ 職員対応要領の制定

法が努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、生涯を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の策定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。

【 施行日 】 公布の日（平成 27 年 12 月 22 日） 職員対応要領の規定は平成 28 年 1 月 1 日
 事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は平成 28 年 4 月 1 日